

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
規 則	
○北海道財務規則の一部を改正する規則…………… (出納局総務課)	1
○管理者が任免に関し知事の同意を要する職員を定める規則及び地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を定める規則の一部を改正する規則…………… (企業局総務課)	5

規 則

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年3月31日
北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第48号
北海道財務規則の一部を改正する規則
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「支庁」を「総合振興局
振興局」に、「地域振興部長」を「地域政策部長」に改め、同条第2項第3号中「支庁 総務課主幹（地域振興部長）」を「総合振興局等（総合振興局及び振興局をいう。以下同じ。） 総務課主幹（地域政策部長）」に改める。

第5条第3項中「支庁」を「総合振興局等」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。
（分任出納員の設置）

第7条の2 教育局（北海道教育庁組織規則第3章第1節に規定する教育局をいう。以下同じ。）に分任出納員を置き、教育局の企画総務課長（以下「企画総務課長」という。）の職にある者をもって充てる。

2 企画総務課長が欠けた場合においては、当該職の任命が行われるまでの間は、教育局の長のあらかじめ指名する上席の会計員が分任出納員となるものとする。

3 分任出納員は、法第171条第3項に規定するその他の会計職員がつかさどることとされる事務に従事する。

4 分任出納員は、知事からその補助機関である職員に任命されたものとする。

5 企画総務課長はその職を離れたとき、第2項の規定により分任出納員になった者は新たに企画総務課長の任命が行われたとき、知事からその補助機関である職員を免ぜられたものとする。

第8条の2の次に次の1条を加える。

第8条の3 総合振興局等に置かれた出納員は、分任出納員に対し、知事の指定する地方部局が所掌する事務に係る支出負担行為に関する確認に関する事務（知事の定めるものに限る。）の執行を委任するものとする。

第9条第3項中「地方部局に」を「地方部局（教育委員会の管理に属する道立の学校（以下「道立学校」という。）を除く。）に」に改め、同条第5項中「又は出納員」を「出納員又は分任出納員」に改める。

第10条第1項中「以下同じ。」を削る。

第12条第2項第1号、第4項第1号及び第5項並びに第13条の2第2項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

第14条中「課の長（部長等の指定する参事）」を「課（課に相当する組織を含む。）の長（課に置かれた参事以外の参事であって部長等の指定するもの）」に改める。

第14条の2第1号イ中「支庁長」を「総合振興局長等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第14条の3 前2条の規定にかかわらず、本庁（教育庁本庁及び警察本部を除く。）の課に置かれた担当課長、参事又は室等の長は、これらの規定により課長等が専決することができる事項（当該担当課長若しくは参事の主管に属する事務又は当該室等の分掌に係るものに限る。）のうち、あらかじめ課長等の指定するものを専決することができる。

第18条中「又は出納員」を「出納員又は分任出納員」に改める。

第20条第2項中「関係支庁長」を「関係総合振興局長等」に改める。

第30条第3項中「支庁等出納員（）」及び「をいう。第34条の2第2項において同じ。」を削る。

第34条の2第2項中「支庁等出納員」を「第5条第3項又は第4項の規定により当該部局の所掌する事務に係る会計管理者の権限の委任を受けた出納員」に改める。

第81条第3項中「又は出納員」を「出納員又は分任出納員」に改める。

第89条第1項及び第2項中「又は出納員」を「出納員又は分任出納員」に改め、同条第3項中「とき」の次に「又は前項の規定による送付を受けたとき」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 分任出納員は、支出命令の審査を終わったときは、当該支出命令書を出納員に送付しなければならない。

第90条中「又は出納員」を「出納員又は分任出納員」に改める。

第92条第3項、第93条第3項及び第94条第3項中「が審査をした」を「から第89条第4項の規定による通知を受けた」に改める。

第111条第2項中「又は出納員」を「、出納員又は分任出納員」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 分任出納員は、前項の規定による支出更正命令書の送付を受けたときは、当該支出更正命令書を出納員に送付しなければならない。

第113条第1項中「又は出納員」を「、出納員又は分任出納員」に改め、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同条第5項中「前項」を「第4項」に、「送付」を「送付又は前項の規定による戻入命令書（第4項の規定に係るものに限る。）の送付」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 分任出納員は、第1項後段（前2項において準用する場合を含む。）の規定による戻入命令書の送付を受けたときは、当該戻入命令書を出納員に送付しなければならない。

第122条中「地方部局」の次に「（道立学校を除く。）」を加える。

第175条第1項中「年3.6パーセント」を「年3.3パーセント」に改める。

第187条中「地方部局長」の次に「（道立学校の長を除く。）」を加える。

第189条中「次条、第191条」を「第191条、第191条の2」に改める。

第190条の前の見出しを「（一時借入金の借入れ）」に改め、同条第1項中「生じ、他会計から歳計現金の融通を受け、又は」を「生じるため」に改め、「歳計現金融通申請書又は」を削り、「財政課長」の次に「（銀行その他の金融機関からの借入れに係るものにあつては、経理課長）」を加え、「他会計からの歳計現金の融通又は」を削り、同条第2項中「財政課長」の次に「又は経理課長」を加え、「他会計からの歳計現金の融通又は」を削り、同条第3項中「財政課長」の次に「又は経理課長」を、「関係部長等」の次に「（経理課長が決定をしたときにあつては、財政課長を含む。）」を加える。

第191条を第191条の2とし、第190条の2の次に次の1条を加える。

（歳計現金の会計相互間の融通）

第191条 会計管理者は、一般会計又は特別会計の歳計現金に不足があるときは、会計相互間で歳計現金を融通して使用することができる。

第192条の前の見出し中「融通金の返戻及び」を削り、同条第1項中「融通を受けた現金（以下「融通金」という。）又は」、「返戻又は」及び「融通金返戻申請書又は」を削り、「財政課長」の次に「（銀行その他の金融機関からの借入れに係るものにあつては、経理課長）」を加え、同条第2項中「財政課長」の次に「又は経理課長」を加え、「融通金の返戻又は」を削る。

第192条の3中「融通金の返戻又は」を削る。

第193条第1項中「第190条第3項の規定による会計相互間の歳計現金の融通の通知を受け

たとき又は第191条」を「第191条又は第191条の2」に改め、「年度間の」を削り、同条第2項中「第192条第3項」を「第191条又は第191条の2」に改め、「融通金の返戻の通知を受けたとき又は歳計現金の年度間の」を削り、「係る現金」の次に「（以下「融通金」という。）」を加える。

第213条の3第1項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

第311条中「第111条第4項後段」を「第111条第5項後段」に改める。

第312条第2項中「第113条第6項」を「第113条第7項」に改める。

第323条中「地方部局」の次に「（道立学校を除く。）」を加え、「又は出納員」を「、出納員又は分任出納員」に改める。

第325条第1項及び第3項並びに第327条第2項中「又は出納員」を「、出納員又は分任出納員」に改める。

第348条第1項第3号中「及び」を「並びに」に、「会計員」を「会計員及び分任出納員」に改め、同条第2項中「支庁長又は東京事務所長」を「総合振興局長等、東京事務所長又は教育局の長」に改める。

第350条第1項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改め、「は東京事務所長」の次に「、教育局の長をして検査を行わせる場合にあっては教育局の長」を加える。

第356条第2項中「支庁」を「総合振興局等」に改める。

附則に次の3項を加える。

7 会計管理者は、当分の間、第5条第3項の規定にかかわらず、空知総合振興局札幌建設管理部の分掌する事務に係る同項各号に掲げる事項（知事の定めるものを除く。）の執行については、石狩振興局に置かれた出納員に委任するものとする。

8 知事は、当分の間、第12条第1項の規定にかかわらず、空知総合振興局札幌建設管理部の分掌する事務に係る同項各号に掲げる事項（知事の定めるものに限る。）の執行については、石狩振興局長に委任する。この場合において、同条第7項中「及び第3項から第6項まで」とあるのは、「、第3項から第6項まで及び附則第8項」とする。

9 空知総合振興局長は、当分の間、当該総合振興局札幌建設管理部の分掌に係る事務のため、知事が別に定める物品の購入等をしようとするときは、当該物品の購入等の事務の処理を石狩振興局長に依頼しなければならない。この場合において、第213条の2第2項及び第3項の規定は、当該依頼について準用する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

部 局（本 庁）	地 方 部 局
（経済部）	サハリン事務所
各総合振興局	

計量検定所 札幌高等技術専門学院	
原子力環境センター	後志総合振興局長
室蘭高等技術専門学院 苫小牧高等技術専門学院	胆振総合振興局長
大沼学園 函館高等技術専門学院 漁業研修所	渡島総合振興局長
江差高等看護学院	檜山振興局長
旭川高等看護学院 旭川肢体不自由児総合療育センター 旭川高等技術専門学院	上川総合振興局長
紋別高等看護学院 網走高等看護学院 北見高等技術専門学院	オホーツク総合振興局長
帯広高等技術専門学院 農業大学校	十勝総合振興局長
釧路高等技術専門学院	釧路総合振興局長
北方領土対策根室地域本部	根室振興局長

別記様式目次中「歳計現金融通・一時借入金借入申請書」を「一時借入金借入申請書」に、「融通金返戻・一時借入金償還申請書」を「一時借入金償還申請書」に改める。

第39号様式その1中

「歳計現金融通申請書」を「一時借入金借入申請書」に、「財政課長 様」を「(財政課長又は経理課長) 様」に、

「 北海道財務規則第190条第1項の規定により、次のとおり歳計現金の融通を受けたいので申請します。 一時借入金の借入れを行いたいので申請します。」を

「 北海道財務規則第190条第1項の規定により、次のとおり一時借入れを行いたいので申請します。」に、

「融通を受ける会計名」を「借入れを行う会計名」に、

「融通をする会計名」を「貸出しを行う金融機関等」に、「返戻財源」を「償還財源」

に、「融通年月日」を「借入年月日」に、「返戻年月日」を「償還年月日」に改め、末尾欄

外注の事項中「融通又は」を削り、同様式その2末尾欄外の注の事項中「融通又は」及び「返戻又は」を削り、同様式その3末尾欄外の注の事項中「融通又は」を削る。

第40号様式中

「融通金返戻一時借入金償還申請書」を「一時借入金償還申請書」に、「財政課長 様」を「(財政課長又は経理課長) 様」に、

「 年 月 日財政第 号で承認を受けた融通金について一時借入金

北海道財務規則第192条第1項の規定により、次のとおり返戻したいので申請します。」を

「 年 月 日 第 号で承認を受けた一時借入金について北海道財務規則第192条第1項の規定により、次のとおり償還したいので申請します。」に、

「融通を受けた会計名」を「借入れを行った会計名」に、

「融通をした会計名」を「貸出しを行った金融機関等」に、「融通額」を「借入額」

に、「返戻額」を「償還額」に、「融通年月日」を「借入年月日」に、「返戻年月日」を

「償還年月日」に改め、末尾欄外の注の事項中「繰上返戻若しくは」及び「返戻若しくは」を削る。

第64号様式中

「債権管理者 北海道知事 様 (部局長) (通知義務者) を

職 氏 名 印」

「 第 号 年 月 日

債権管理者 北海道知事 様 (部局長) (通知義務者) に

改める。

第74号様式中「出納員」を「出納員等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 教育委員会の管理に属する道立の学校に係る平成21年度の予算に係る支出その他の会計事務に関しては、この規則による改正後の北海道財務規則（以下「改正後の規則」という。）第9条第3項、第18条、第122条、第187条、第323条、第325条第1項及び第3項、第327条第2項、第348条第2項、第350条第1項並びに第74号様式の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の規則第175条第1項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、施行日前に契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道財務規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

(北海道建設工事執行規則の一部改正)

5 北海道建設工事執行規則（昭和39年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。
別記建設工事請負標準契約書式第33条第6項、第41条第2項及び第3項並びに第46条第3項中「年3.6パーセント」を「年3.3パーセント」に改める。

(北海道建設工事執行規則の一部改正に伴う経過措置)

6 前項の規定による改正後の北海道建設工事執行規則の規定は、施行日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、施行日前に契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

管理者が任免に関し知事の同意を要する職員を定める規則及び地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第49号

管理者が任免に関し知事の同意を要する職員を定める規則及び地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を定める規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「及び次長」を「次長及び主幹」に改める。

(1) 管理者が任免に関し知事の同意を要する職員を定める規則（昭和39年北海道規則第23号）第2号

(2) 地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を定める規則（昭和40年北海道規則第115号）第2号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

